



2026年2月13日

各 位

会社名 株式会社アシックス
代表者名 代表取締役会長CEO 廣田 康人
(コード番号: 7936 東証プライム)
問合せ先 常務執行役員CAO 堀込 岳史
電話番号 (050) 1745-8509

非居住者向け株式報酬制度の導入に伴う
譲渡制限付株式ユニット(RSU)付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、2025年12月12日開催の当社取締役会決議により導入した、当社グループの執行役員及び一定の条件を満たす従業員のうち日本の税法上の非居住者である者に対する譲渡制限付株式ユニット制度（以下、「本制度」という。）に基づいて、本制度の対象者に交付する譲渡制限付株式ユニット数（以下、「ユニット」という。）を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 対象者及びその人数並びにユニット数

当社の執行役員	2名	合計 13,198 株に相当するユニット
当社海外子会社の従業員	4名	合計 16,678 株に相当するユニット

2. 本制度の概要

本制度は、対象者に対し、各事業年度（以下、「対象期間」という。）の職務執行の対価として、対象期間経過後の当社取締役会においてユニットを付与し、当社取締役会が事前に定めた一定の期間（以下、「権利確定期間」という。）中、対象者が継続して当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、各対象者に対し金銭報酬債権が支給され、対象者は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で当社に給付することにより、各対象者が保有するユニット数と同数の当社普通株式を交付する制度です。今回付与するユニットの権利確定期間は2026年2月13日から2028年2月開催予定の取締役会開催日（ユニットに基づく普通株式の割当決議日）までの期間です。

(1) 当社普通株式の交付及び金銭報酬債権の支給の条件

当社普通株式の交付及び金銭報酬債権の支給は、権利確定期間中、対象者が継続して当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として行います。

ただし、権利確定期間中に、対象者が、定年その他当社取締役会が正当と認める事由により当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合は、当社は、対象者が保有するユニットの全部又は一部について、当該退任又は退職の時点をもって、当社普通株式又はそれに代わって付与される金銭の交付を受ける権利を与えることができます。

(2) 組織再編における取扱い

当社は、権利確定期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社は、対象者が保有するユニットの全部又は一部について、当社普通株式又はそれに代わって付与される金銭の交付を受ける権利を与えることができます。

(3) その他

対象者は、本制度に基づき当社普通株式の割当てを受ける権利について、第三者に対して譲渡、担保権の設定その他の処分を行うことはできません。また、当社は、権利確定期間中に、対象者が、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合（当社取締役会が正当と認める理由による場合を除きます。）、当社取締役会で事前に定めた一定の非違行為があった場合等には、当社普通株式の割当ては行わず、対象者は、当社普通株式の割当てを受ける権利を喪失します。

以上